




一宮町告示第47号

行旅死亡人について、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のように告示する。

令和6年8月20日

一宮町長

馬淵昌也 

行 旅 死 亡 人

本籍・住所・氏名等不詳、推定年齢30歳代から40歳代前半の男性、身長約178cm、所持品は黒色ミサंगा2個

上記の者は、令和6年8月7日午前4時50分頃、千葉県長生郡一宮町東浪見6961番地7釣ヶ崎海岸ステラ釣ヶ崎北東側約800メートルに位置する堤防で発見されました。推定死亡日時は令和6年7月下旬頃。死因は溺死（推定）。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しています。

お心当たりのある方は、当町福祉健康課まで申し出て下さい。